

平成22年第4回那須烏山市議会6月定例会（第1日）

平成22年6月1日（火）

開会 午前10時00分

散会 午後 2時10分

◎出席議員（17名）

1番	田島信二	2番	川俣純子
3番	渋井由放	4番	渡辺健寿
5番	久保居光一郎	6番	沼田邦彦
7番	高德正治	8番	佐藤昇市
9番	板橋邦夫	10番	水上正治
11番	平山進	12番	佐藤雄次郎
13番	小森幸雄	14番	滝田志孝
15番	高田悦男	16番	中山五男
17番	平塚英教		

◎欠席議員（1名）

18番 樋山隆四郎

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷範雄
副市長	石川英雄
教育長	池澤進
会計管理者兼会計課長	平山隆
福祉事務所長兼健康福祉課長	樋山洋平
総合政策課長	国井豊
総務課長	駒場不二夫
税務課長	鈴木傑
市民課長	高橋博
こども課長	堀江久雄
農政課長	荻野目茂
商工観光課長	鈴木重男
環境課長	小川祥一

都市建設課長

岡 清 隆

上下水道課長

粟 野 育 夫

学校教育課長

羽 石 浩 之

生涯学習課長

川 堀 文 玉

◎事務局職員出席者

事務局長

澤 村 俊 夫

書 記

藤 田 元 子

書 記

佐 藤 博 樹

○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 報告第1号 平成21年度那須烏山市一般会計繰越明許費繰越計算書について（市長提出）
- 日程 第 4 報告第2号 平成21年度那須烏山市国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書について（市長提出）
- 日程 第 5 議案第4号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 6 議案第5号 那須烏山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 7 議案第6号 那須烏山市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 8 議案第7号 那須烏山市税条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 9 議案第1号 平成22年度那須烏山市一般会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第10 議案第2号 平成22年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第11 議案第3号 平成22年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第12 議案第8号 烏山小学校校舎（本館）改修工事請負契約の締結について（市長提出）
- 日程 第13 付託第1号 請願書等の付託について（議長提出）
-

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（滝田志孝） おはようございます。ただいま出席している議員は17名です。18番樋山隆四郎議員より欠席の通知がありました。定足数に達しておりますので、平成22年第4回那須烏山市議会6月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長の出席を求めていますので、ご了解願います。

次に、本日からの定例会にあたり、去る5月25日に議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき会期及び日程を編成いたしましたので、ご協力くださいますようお願いを申し上げます。

◎市長あいさつ

○議長（滝田志孝） ここで、市長のあいさつとあわせて行政報告を求めます。
大谷市長。

[市長 大谷範雄 登壇 あいさつ]

○市長（大谷範雄） ごあいさつを申し上げます。

平成22年第4回那須烏山市議会定例会にあたりましてごあいさつを申し上げます。議員各位におかれましては大変ご多用のところ、ご参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、那須烏山市が誕生いたしまして5年目の節目の年を迎えました。また、市の総合計画前期基本計画も3年目となり、本年度から後期基本計画の策定に着手をいたします。さらに、行財政改革プラン第2案の準備を進めるなど、本年度は将来の那須烏山市を方向づける非常に重要な1年となると心を引き締めているところであります。

このような中、宮崎県で10年ぶりに家畜伝染病口蹄疫が発生し、被害が急速に拡大をいたしておりますことは、県内有数の畜産地域であります本市といたしまして非常に懸念されるところでございます。報道によれば、宮崎県では感染からわずか1カ月で160農場に広がり、半径10キロメートル圏内の家畜20万5,000頭を含めて、牛、豚32万頭以上が処分対象とされております。その中には、人工繁殖用の貴重な種牛も含まれておりまして、宮崎県では不要不急の外出を控えるよう非常事態も宣言いたしております。

本市の状況でございますが、約110件の畜産農家が2,410頭の乳牛、1万4,300頭の肉牛、5万7,700頭の豚、合わせまして7万4,410頭を飼育をしております、その

総生産額はおおむね70億円と市の農業生産額の65%を占めるいわば基幹産業であります。何といたしましても、被害をくいとめなければなりません。このため、去る5月24日に開催をされました栃木県市町村長会議におきまして、全県下を挙げた予防対策の徹底と風評被害の防止対策について、県に迅速かつ適正な対応を求めたところでもございます。

市といたしましても、先の議会全員協議会におきましてご説明を申し上げましたとおり、まずは畜産農家への消石灰と消毒剤の緊急配布など、でき得る対応を行うことといたしております。この件につきましては、議会全員一致によりましてご承認をいただきました議員各位に改めてお礼を申し上げます。今後も国、県や関係機関、団体との連携を密にいたしまして、防疫体制を徹底をし、発生防止に全力で取り組むとともに、市民へも適切な情報提供をして、風評被害防止に努めることといたしておりますので、議員各位の一層のご理解、ご協力を切にお願いを申し上げます。

一方、経済状況に目を向けますと、世界同時不況以来厳しさを増してきた景気も一部に上向いてきた兆候が見られるとの報道があります。当初一部上場企業に限ってみれば、振興国への輸出増、リストラ効果を背景に黒字化を達成した企業が目立ち始め、内閣府発表の国内総生産高GDPは4期連続でプラス成長を記録いたしました。日銀の経済物価情勢の展望でも消費者物価指数が3年ぶりにプラスに転化する見通しを示すなど、日本経済の回復を裏づけた格好であります。

しかしながら、この景気回復の兆候も振興国への輸出拡大と主要国の景気対策、そして大企業の徹底したコスト削減による効果と言えるものであります。つまり、国の緊急避難的な財政支出と労働者、中小企業の犠牲に支えられている面も否定はできません。

このため中小企業の多い当地方におきましては、景気回復がまだまだ実感できる状況になく、企業の撤退や税収の減少など引き続き厳しい状況にあります。さらにギリシャ危機を発端といたしました市場の混乱など、先行き不安材料が多く、さらなる景気悪化を不安視する声も少なくありません。

この状況を反映いたしまして、雇用不安は非常に高く、新規卒業者の就職戦線は氷河期に逆戻りをし、厚生労働省の発表した有効求人倍率も平均0.45倍と過去最低を記録いたしました。上場企業が業績を改善をさせているのとは裏腹に雇用情勢は依然として厳しく、完全失業率は5.2%と2年連続で悪化をいたしております。このため、市といたしましては引き続き緊急雇用創出事業、ふるさと雇用再生事業の活用や那須烏山市雇用助成金制度などによる雇用創出を図るほか、相談窓口、企業支援の充実策を推進することといたしております。

さて、今次定例会におきましてご提案申し上げます案件は、報告案件2件、補正予算案件3件、条例改正案件4件、議決案件1件、計10件であります。何とぞよろしくご審議をくだ

さいまして、ご議決、ご承認賜りますようお願いを申し上げまして、開催にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（滝田志孝） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において

3番 渋井 由放議員

4番 渡辺 健寿議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（滝田志孝） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、先に送付したとおり、本日から6月10日までの10日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から10日間に決定いたしました。なお、会期中の会議の日程は、送付してあります会期日程表により行いますので、ご協力願います。

○議長（滝田志孝） 日程第3 報告第1号 平成21年度那須烏山市一般会計繰越明許費繰越計算書について及び日程第4 報告第2号 平成21年度那須烏山市国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書については、いずれも繰越明許費繰越計算書に関するもので一括して議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

◎日程第3 報告第1号 平成21年度那須烏山市一般会計繰越明許費繰越計算書について

◎日程第4 報告第2号 平成21年度那須烏山市国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（滝田志孝） よって、報告第1号及び報告第2号について一括して議題といたします。

なお、議案書の朗読については、会議規則第36条の規定に基づき、議長が必要と認める場合を除き省略します。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま一括上程となりました報告第1号、第2号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、報告第1号につきましては、地方自治法第213条の規定に基づき、平成22年第2回那須烏山市議会定例会3月議会及び第3回5月臨時会におきまして、翌年度へ繰り越す予算措置をいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものでございます。

繰越事業の概要でございます。繰越理由であります。全17事業のうち、国の補正予算に伴う緊急経済対策事業といたしまして、公共交通再編整備計画策定事業等13事業につきましては前倒しで実施をいたしましたが、年度内完了は困難でありますので繰り越しをしたものでございます。なお、緊急経済対策事業に伴う13事業の繰越額は5億2,829万円であります。

次に、緊急経済対策事業以外の事業といたしまして、子ども手当システム改修事業、繰越額は493万5,000円でございますが、子ども手当システム改修作業の年度内完了が困難になったため、繰越をしたところでございます。

次に、新型インフルエンザ予防事業繰越額10万円でございますが、新型インフルエンザ接種費用の助成期間が6月末日となっているために繰り越しをしたものでございます。

次に、道整備交付金事業、繰越額7,610万円でございますが、計画策定及び関係機関等との協議に不測の日数を要したために、年度内の完了が困難になったため、繰り越しとしたものであります。

最後に防災情報通信設備整備交付金事業、繰越額309万8,000円でございますが、国におきまして送受信設備等の技術検討及び調整が長期化いたしまして、繰り越しとしたものでございます。

報告第2号は、地方自治法第213条の規定に基づきまして、平成22年第2回那須烏山市議会定例会3月議会において、翌年度へ繰り越す予算措置をいたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をするものでございます。

繰越事業の概要でございますが、事業名七合診療所医師住宅整備事業、繰越額3,112万

4,000円、繰越理由であります。七合診療所医師住宅新築及び診療所改修工事について設計協議等に不測の日数を要したために、年度内完成が困難であり、繰り越しをしたものであります。

以上のおりご報告をいたします。ご承認賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 以上で提案理由の説明が終わりました。本件は報告案件であります。この際、質疑があれば、これを許します。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 今回の報告は平成21年度の繰越明許費の繰越計算書の報告ということで、一般会計につきましては17事業あって、国民健康保険会計につきましては七合診療所ということであります。

この一般会計の中で、子ども手当のシステム改修事業というのがありますが、今、全国的に6月から子ども手当を支給する。国全体では2兆2,554億円というふうに言われております。これについてはまださまざまな問題、課題があると報道されている状況でございますが、その賛否についてもさまざまな論議があります。実際に子どもに回らないでその親のほうで使われてしまうのではないかと、もっと保育所とか実際に福祉関係で必要なところに子どもの教育費とかそういうところに使うべきではないかというような論議もあるというような状況であります。

しかし、これを実施するという事は決まったことでございますので、いずれにしても、本市の子ども手当の支給につきましては、新聞報道で大きくくりで大体こういうふうに各自治体の支給予定日が載っておりますが、本市につきましてはいつごろから子ども手当の支給がされるのか。なお、対象者はどのぐらいいるのか。

子ども手当の支給につきましては、児童手当を今までもらっていた方は申請手続は要らないと聞いております。新たに今回、子ども手当をもらうという方々につきましては、申請手続が必要だというふうに聞いております。その辺、もう既に対象関係者につきましては、その手続はすべて済んでいるのかどうか。その辺の子ども手当支給のこれからの実施状況についてお尋ねしたいと思います。

報告第2号につきましては、七合診療所の医師住宅の整備ということでございますが、前にも聞いたかもしれませんがもう一度確認の意味で、この七合診療所医師住宅につきましては完成予定はいつごろと考えているのか。実際に七合診療所の先生が住むのはいつからというふうに考えているのか。その辺のご説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（滝田志孝） 堀江こども課長。

○こども課長（堀江久雄） お尋ねの子ども手当関係につきまして、お答えを申し上げたいと思います。

議員ご理解のとおり、ことしの4月から児童手当にかわりまして子ども手当が、今年度は月額1万3,000円支給されるということでありまして、総数につきましては、約3,870名が対象者でございます。そのうち市役所職員も含めてなんですが、公務員につきましては各々の所属のほうに申請をするということになりますので、今回、私どもで手続というか、支払い関係をやる数からは公務員が除かれます。その数はおよそなので申しわけないんですが260名程度。ですから、差し引き3,600名程度が今回の私どものほうで支払いをする総数ということで把握をしているところでございます。

先ほど議員からもご指摘のありましたように、児童手当を受給されていた方、つまり本年3月まで小学校6年生であった方、現在は中学校1年生になっていますね。その方については原則手続は必要ありませんので、自動的に子ども手当のほうに切りかわるということになります。それから、中学校2年生254名、中学校3年生275名、今まで所得制限で支給停止になっていた方が227名いらっしゃいます。合計756名が今回申請が必要ということで、既に4月中に各個人ごとに申請書を配布しまして、南那須庁舎、烏山庁舎、日曜日を含めて集中期間を設けて受付をしたところでございます。それから、外国人が26名います。この方も対象でございます。

一応今回の支給は、入力の関係がありまして5月20日までに申請を受けた方については6月15日に、今までの児童手当2カ月分と今年度の子ども手当4、5月分の2カ月分を合わせて振り込みをする予定としております。

全体で約3,310名、5月20日までに受付を完了いたしておりまして、率で言いますと約91.5%の申請率ということになっております。その後も随時窓口等で受付は行ってございまして、今後これから申請をされる方につきましても、本年の9月末までに申請をされれば、4月にさかのぼって手当は支給するということになっておりますので、基本的に子ども手当は6月、10月、2月の支払い日ということになっているんですが、4カ月待たせるのもいかなものかということで、今内部で検討してございまして、毎月、前月分の受付分は例えば7月、7月の受付分は8月ということで、随時支払いのほうは行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 高橋市民課長。

○市民課長（高橋 博） それでは、私のほうから七合診療所関係の完成予定につきまして

は、契約工期が8月末となっております。そういうことで、8月末の完成予定と考えております。また、医師の入居関係につきましては、この住宅が完成次第直ちに入居するというようになっております。

以上でございます。

○17番（平塚英教） 了解。

○議長（滝田志孝） ほかに質疑はございませんか。

5番久保居光一郎議員。

○5番（久保居光一郎） 報告第1号の部分でございますけれども、事業の関連について、また確認の意味で3点お伺いしたいと思います。

まず、款7の商工費、商品券発行支援事業でございますけれども、これはまだ商工会のほうに300万円入れていない。今年度入れるということで繰越明許になったものかと思えます。これに関してのお尋ねなんですけれども、もしことし、商工会のほうから、また引き続いて商品券の発行をしたいというような要望があれば、ことしこの商品券発行事業を市としても支援するつもりがあるのかどうか。それについてまず1点お伺いしたいと思います。

商品券発行事業は大変好評でして、1回目も完売、2回目においては9時間で1億1,000万円の商品券を販売し切ったというような実績もございます。商工会サイドとしては、できればことしもまた継続していきたいというような要望でございますけれども、その辺についてひとつお伺いをしたいと思います。

2点目は同じく商工費の中のこぶしヶ丘遊歩道施設整備事業が2,498万円ございますけれども、私の記憶がもし間違っていたら教えていただきたいと思うんですが、県のほうから旧南那須町に管理委託をされたところではないのかなと思うんですが、その辺の県との協議はどのように行われたのか。その経緯がもしおわかりでしたら教えていただきたい。

それから、2,500万円をかけてここを整備するということでもありますけれども、当然整備すればその後の維持管理費などもかかっていくわけでございます。そういう部分についてもどのように考えておられるのか。また、整備した後、どのように遊歩道一帯を活用していくのか。その辺の計画があったら教えていただきたいと思えます。

款8の土木費道路橋梁費道路保全事業に8,100万円とございますけれども、これはどこの道路事業に充当されるのか。その場所等についておわかりでしたらお知らせいただきたいと思えます。

以上3点についてお伺いたします。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） わくわく商品券につきましては、私からお答えを申し上げます。昨年

度商工会主催によりますわくわく商品券、合計2億2,000万円を発行いたしまして、特に1回目は1週間程度で完売。2回目の暮れの商品券発売は1日半というような実績という報告を受けております。商工会長さんを初め皆様方からそのご報告をお聞きいたしますと、この地域経済にはこのような不況の中、大変効果絶大なるものがあったというような報告をいただいております。

そのようなところから、今後にあたってはということですが、商工会の要望あるいはその他商工業者あるいはそういった皆さん方の意見をよく拝聴いたしまして、私といたしましては前向きに検討させていただきたいと考えております。

○議長（滝田志孝） 鈴木商工観光課長。

○商工観光課長（鈴木重男） それでは、こぶしヶ丘遊歩道の関係でございます。まず、第1点目の県との協議ということで、これは完成の時点で旧南那須町のほうに引き継がれたというふうに解釈しております。ただ、いかんせん、合併の時点で良好な状態で維持管理がされていなかったという経緯も踏まえまして、傷んでいる老朽施設を今回改修を行うものでございます。

3月の定例議会でも申し上げましたが、当初予算はたしかこれより700万円ほど多かったと存じますが、議会終了後、現場等を確認いたしまして最小限必要なお客様が利用しやすい視点で今回整備を行うことで説明をしたかと思えます。

整備にあたりましては、引き続き管理につきましては、遊歩道ですからよくしておかないと危険な部分もございますので、十分その辺を踏まえまして私どものほうで対応してまいりたいと考えております。

それから、活用の計画でございますが、今、観光客と申しますかお問い合わせが多いのは自然の中で散策をしたいと申しますか、健康づくりという視点が非常に問い合わせが多うございます。今回、こぶしヶ丘遊歩道を中心にいたしまして、人生の並木道と申しますか小白井へ抜ける遊歩道がございます。それから、小倉に抜ける歩道もございます。そういった歩道も連携をいたしまして、今回整備の中では案内板等も設置いたしますし、そういった中で連動した形の中で活用を図ってまいりたいと考えております。また、あわせまして、遊歩道につきましては当然私どもで観光パンフレットをつくるなどいたしまして、そういった創意工夫を持ってお客様にご案内をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 岡都市建設課長。

○都市建設課長（岡 清隆） それでは、私のほうから道路保全費の8,100万円の内訳を説明いたします。まず1点なんですけれども、これは富士見台工業団地線、ちょうど大和

久から入るところですけれども、この路肩整備、継続してやっているんですけれども、これは木柵の路肩整備になっております。

もう1点は、野上台団地の排水施設整備工事、これは継続して昨年からやっておりますが、今年度分でございます。

それからもう1点は、橋梁の補修工事でございます。森田橋と龍門橋の2カ所でございます。いずれも全額繰り越しになっておりますが、前年度3月補正で、きめ細やかな臨時交付金の対応となっておりますので、全額繰り越しということになっております。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 5番久保居光一郎議員。

○5番（久保居光一郎） ありがとうございます。1点だけまたお伺いしたいと思います。こぶしヶ丘遊歩道の整備と今後の活用について、今、課長の答弁で大体よしといたしたいと思うんですが、ただ、このこぶしヶ丘遊歩道、入り口の部分が斜面になっているんですよね。おそらく中を利用される方は、若い人はもちろんですけれども、お年寄りの方も利用されるかと思うので、そういう急な坂道の部分は手すりか何かをつけて、あれは転がると下に勢いで転がってってしまうようなところもあるかと思っておりますので、その辺も調整をしてお年寄りにも手すりがあればつかまっておりにいけると思っておりますので、そういう安全対策などについてもこの際、十分に配慮していただきたいというふうに要望しておきたいと思っております。

以上です。

○議長（滝田志孝） そのほか、質疑はありますか。

10番水上正治議員。

○10番（水上正治） 衛生費関係なんですけど、心配されたインフルエンザ、非常に予防的な点がよかったのかどうか、当初懸念されたよりも今回1,700万円の費用をかけていますけれども、少なかったのかなと思いますけれども、わかれば感染者数あるいは学校とか保育所とかそういった施設での閉鎖がどのくらいあったのかお聞きしたいと思うんですけれども。わからなければ後で結構です。

○議長（滝田志孝） 樋山健康福祉課長。

○健康福祉課長（樋山洋平） 感染者数とか県北健康福祉センターですが、そちらのほうに報告がありまして、そちらのほうから逐一情報が健康福祉課のほうに来ているところですが、それを市内全体でまとめたものが手持ちにございませんで、後ほど議員のほうに報告したいと思っております。

○10番（水上正治） わかりました。

○議長（滝田志孝） 2番川俣純子議員。

○2番（川俣純子） インフルエンザのほうで私だけが知っていることがあるかもしれませんが、学校の閉鎖とかそういうのは校長先生の判断で、かなり期間とか判断する時期とかが違ったので、ある意味では統計はちょっと難しいかもしれない。たしか閉鎖した学校数とかは出てくると思うんですけども、学校によっては日数を1週間とる学校と3日とか、体温が40度以下が2日続いたらいいとか、判断がドクターによっても違ったみたいなので、中学生と小学生で違う学校に行っているようなご両親の場合は、判断がかなり違ったので、そういう対策もちょっと決めていただくとありがたいなとは思っていたのと、ついでなんですけれども、老人施設などには衛生的にアルコールとか手袋の配布は今回はなさっていなかったような気がするんですけども、いかがでしょうか。

私たちの医療機関とか学校には大分配布されたようなんですけれども、もしかすると今回は若い人のほうが感染力が強かったせいですが、これが老人が強い場合は、普通は老人施設に1番かなと思ったので、今後お願いしたいと思います。

○議長（滝田志孝） 樋山健康福祉課長。

○健康福祉課長（樋山洋平） 議員ご質問のとおりでございます。市内の医療機関、それから、市内の公共施設、あと学校等については消毒剤などを配布しておりますが、市内の老人施設等にはこのような形で注意してくださいという注意のものは職員が出向いて行って指導というかお願いをしてきたところでございまして、配布等はしておりません。

以上です。

○議長（滝田志孝） 2番川俣純子議員。

○2番（川俣純子） 実はあれだけアルコールとか足りなくなったので、老人施設に回らなくなったみたいで、申しわけないんですけども、うちにあったものをわけてあげたりとかもしたので、やはり一番感染すると弱い年代に配布できるようなシステムを強化しておいてくださるとありがたいなと思います。

○議長（滝田志孝） 石川副市長。

○副市長（石川英雄） 今の川俣議員の質問等も私どもで十分検討いたしまして、今後そういったインフルエンザなどが発生した場合とか予想をされる場合には十分そういうことも検討して配布したいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（滝田志孝） 休憩します。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時37分

○議長（滝田志孝） 再開いたします。

そのほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 質疑がないようですので、報告第1号及び報告第2号について、説明報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、報告第1号及び報告第2号については、報告のとおり承認することといたします。

◎日程第5 議案第4号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正について

○議長（滝田志孝） 次に、日程第5 議案第4号 那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第4号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、民間労働者の一時休業等に関する措置の拡充等を内容とした、いわゆる育児・介護休業法の改正により、子育て中の時間外労働の免除の義務化、子の看護休暇の拡充、介護休暇の新設などの措置が本年6月30日より試行されることに伴いまして、本市の職員にかかる諸制度について同様の措置を行うものでございます。

また、女性職員の妊娠時における母性の保護や子育て支援の環境づくりの観点から、妊娠中の女性職員が妊娠に起因するつわり等の症状のために勤務することが困難な場合に、必要に応じ取得できる特別休暇を新設しようとするものでございます。

詳細につきましては総務課長より説明をさせますので、慎重ご審議を賜りまして可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） それでは、本条例改正の詳細についてご説明を申し上げます。

改正の経緯につきましては、ただいま市長からありましたようにいわゆる育児・介護休業法、これが7月に改正されまして、本年の6月30日に施行される。これらに関連しての所要の改正でございます。

詳細につきましては議案書の3枚目、新旧対照表をつけてございますので、そちらで概略説明いたします。そちらをごらんいただきたいと思います。まず、第8条の2の改正でございます。本条は題名にもありますように育児または介護を行う職員の早出、遅出出勤について規定している条文でございます。

子の養育とか要介護者の介護をするために請求した場合、公務に支障がある場合を除きまして、1日の勤務時間の長さを変えずに、仕事の始まりとか終わりの時刻を繰り上げ、または繰り下げて勤務できる制度でございますが、このうち育児のために早出、遅出勤務につきましては、現行では配偶者が専業主婦などで常態として養育をすることができる場合、これは請求ができないという、現状そのような制度でございました。本条の改正につきましては、この要件を廃止いたしまして、子を持つすべての職員がそのために早出、遅出の勤務を請求できるとするものでございます。

続いて第8条の3の改正でございますが、本条は育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限について規定しております。新たに第2項を加えるものでありますが、小学校入学前の子を養育する職員または親族を介護する職員が養育等をするために請求した場合、やはりこれも公務に支障がある場合を除きますが、午後10時以降の深夜勤務とか月24時間かつ年間150時間を超える時間外勤務が免除される制度となっております。本条の改正は、現行の小学校入学前の子を持つ職員の一定以上の時間外勤務の制限に加え、その子が3歳に満たない場合は時間外勤務そのものが免除される。そういう制度を加えるものでございます。

続いて別表のほうの説明を行いますので、対照表の3ページをごらんいただきたいと思えます。別表の第1は、特別休暇の種類、その休暇について規定しているものでございますが、まず、1つ目の改正、8の2、右側の3ページの特別休暇を新たに加えるものでございます。これは一般的に妊娠つわり休暇と呼ばれているものでございますが、これまで妊娠に起因するつわり等につきましては病気休暇として対応してきていたところではありますが、母性の保護とか健康の確保、子育て支援の環境の観点から、必要と認める期間の休暇を与えるというものでございます。

続いて最後4ページ目をごらんいただきたいと思えます。14の特別休暇に関する改正でございます。これは子の看護休暇と呼ばれているものでありまして、現行では負傷とか疾病にかかった子の世話をを行う場合に取得ができるということではありますが、子を持つ労働者のニーズにこたえまして、子どもさんの予防接種でありますとか、健康診断でありますとか、そういう場合につきそっていく場合にも取得できるというふうに拡充するものでございます。

また、休暇取得日数も従来1年に5日の範囲内ということではありますが、小学校入学前の子が2人いる場合には10日の範囲内で取得できるようにするというものでございます。

それから、15の特別休暇を新たに加えるものでありますが、これは短期介護休暇と呼ばれるものでございまして、負傷、疾病または老齢などにより2週間以上にわたり日常生活に支障がある者を介護する場合、1年に5日以上 of 休暇を与えようというものでございます。

最後に、本条の改正条例の施行につきましては、育児休業法と同様に本年6月30日とするものでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（滝田志孝） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 職員の休暇、休日に関する条例の中を見ますと、もう既に年次休暇はもとより傷病休暇、介護休暇、それに夏季休暇、結婚休暇から出産休暇、妻の出産休暇、部分休暇から生理休暇、ボランティア休暇などなどが今整備されております。さらに今回、また新たな休暇制度が新設されているわけなんですけど、そこでお伺ひしたいことは、一般企業、社員もこのような公務員同様の休暇制度が与えられているのでしょうか。特に私、この市内企業においてもこのような制度が普及されているのか、与えられているのか。このことについて1点お伺ひいたします。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） 今回は地方公務員法に準拠して市の職員の休暇等は定められておまして、子育て支援とかそういう環境整備のために今、休暇制度が拡充されつつございまして、特にこの後のところでも出てきますけれども、時間外勤務代休時間、これらの制度につきましても、民間企業にもある程度義務化とかそういうことがされつつございまして、全く同じということではありませんが、まず、率先してこういう整備をし、地域社会のほうに拡充を図るということになろうかと思われまして、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 市内企業の場合、これだけの休暇制度が与えられているような会社はほとんどないのではないかと私は思っております。それらも調査した上、一度は市役所の職員と比較検討すべきではないかとそう思っています。

以上です。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） 一応ご指摘のとおり、市内の状況を調査するということは必要かと思われまして、これらは調査をさせていただきたいと思いますが、あくまでも地方公務員法に準拠した制度でありますから、全国一律このような形になっておまして、まず、公務員から子育て支援環境整備、これらに取り組むということも必要であろうかと。それがだんだ

ん地域に広がっていくということもありますので、ぜひそういう意味でのご理解もいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（滝田志孝） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 次に賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第5 議案第4号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第6 議案第5号 那須烏山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○議長（滝田志孝） 日程第6 議案第5号 那須烏山市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第5号につきまして、提案理由の説明

を申し上げます。

本案につきましては議案第4号の提案理由と同様、民間労働者の育児休業等に関する措置の拡充等を内容としたいわゆる育児・介護休業法の改正により、父親の育児休業の取得促進などの措置が本年6月30日より施行されることに伴いまして、本市の職員にかかる育児休業関係の諸制度について同様の改正を行うものでございます。

これは少子化対策の観点から、子を養育する夫婦が子育ての責任を担いながら、ともに働き続けることができるよう、男性職員の育児休業取得を奨励することなどにより、子育て支援の環境づくりに努め、仕事と子育ての両立支援を推進をしていこうとするものでございます。

詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、慎重にご審議をいただきまして可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） それでは、本条の条例改正の詳細説明をさせていただきます。

本条例も先ほどの第4号議案と同様に、民間企業等の育児休業法改正にあわせて所要の改正を行うものでございます。これらにつきましても、新旧対照表によって説明いたしますので、3枚目の新旧対照表の1ページ目をごらんいただきたいと思います。

まず、第1条の改正であります。育児休業3制度であります育児休業、育児短時間勤務、部分休業のそれぞれの法律における根拠規定を整理するものでございます。

続いて第2条の改正でございますが、本条は育児休業をできない職員について規定している条文でございますが、現行ではごらんのとおり第1号から第6号までに掲げるものは育児休業をすることができないということになっておりましたけれども、特に配偶者が育児休業している場合とか、配偶者が専業主婦の場合には、一方の配偶者、夫は育児休業できなかったということでもありますけれども、この要件を廃止いたしまして、子を持つすべての職員が必要に応じて育児休業を取得できるようにするものでございます。これによりまして、夫婦同時に育児休業を取得できるというような形になるわけでございます。

なお、非常勤職員とか臨時に任用された職員が削除されますけれども、これは地方公務員法の育児休業等に関する法律の改正に伴いまして同法に直接規定が盛り込まれることから、本条から削除はいたしますが、実務上の変更はないということでご理解をいただきたいと思います。

続いて第2条の2の追加でございます。これは育児休業法の改正に伴いまして、出産後8週間以内における男性職員の育児休業の取得を奨励する制度が新たに措置されたということでございます。通常同じ子供について育児休業できるのは特別に事情がない限り1回に限られておりましたけれども、妻の出産後8週間以内のうちに男性職員が育児休業を取得した場合には、特例としてその後の実情に応じて育児休業を取得できるよう要件を緩和し、父親にも積極的に

育児参加を促そうというものでございまして、その出産後8週間以内、日に換算いたしますと57日ということになりますので、そのように規定するものでございます。

続いて第3条の改正でございますが、本条につきましては再度の育児休業をすることができる特別の事情について規定した条文でございますが、これは先ほど特別な事情のない限り同じ子の育児休業は1回に限ると申し上げたところでありますが、その特別の事情についての第1号から第5号まで規定しているものでございまして、このうち第4号の部分についてあらかじめ子の養育をするための計画書を提出し、最初の育児休業した後、3カ月以上経過していれば、配偶者の育児休業の取得にかかわらず2回目の育児休業を取得できるようにするものでございます。

続いて第5条の改正でございます。本条は育児休業の承認の取り消し事由について規定した条文でございます。現行では2つの取り消し事由を規定しておりましたけれども、取得要件を緩和し、子を持つすべての職員が必要に応じて育児休業を取得できるようになったことから、第1号の取り消し事由を削除いたしまして、第2号要件を本文に移行するというものでございます。

続いて第9条の改正であります。これは育児短時間勤務をすることができない職員を規定した条文であります。これは先ほど第2条の育児休業することができない職員の改正でご説明した趣旨と同様でございまして、配偶者が育児休業している場合とか、専業主婦であっても子を持つすべての職員が必要に応じて育児短時間勤務の取得ができるようになるものでございます。

続いて第10条の改正でございます。育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に再度の育児短時間勤務をすることができる特別な事由について規定した条文でございますが、これらも第3条の改正で説明した趣旨と同様でございまして、説明は省略をさせていただきます。

続いて第13条の改正でございます。育児短時間勤務の承認の取り消し事由について規定した条文でございますが、現行では3つの取り消し事由を規定しておりましたけれども、今回の改正により、やはり子を持つすべての職員が必要に応じて育児短時間勤務ができるようになったことから、第1号の削除をするものでございます。

最後に第20条の改正でございます。本条は部分休業することができない職員について規定した条文でございます。現行では第1号から第4号まで規定しておりましたが、配偶者の就業等の状況にかかわらず、子を持つすべての職員が必要に応じて部分休業を取得できるようになったというための所要の改正でございまして、やはりここでも非常勤職員等を削ることにつきましては、育児休業等と同様に改正法により直接法に規定されたことから、本条

文から削除するものでございまして、実務上の変化はございませんのでご理解いただきたいと思っております。なお、本条例の施行につきましても先ほどと同じように6月30日からとするものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（滝田志孝） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番中山五男議員。

○16番（中山五男） ただいま総務課長から詳細な説明がありましたが、その中でちょっと私、理解できないところが2点ほどありまして、ご質問申し上げます。

まず、第2条関係ですが、今回育児休業することができない職員、これから非常勤職員とか臨時職員、これは今までは育児休業を取ることができない職員でしたが、これが今回の改正で省かれました。省かれたということはこれら非常勤職員も育児休業の対象になったと解してよろしいのでしょうか。これが1点。

それと、第2条の2の中で、条例の中で定める57日間といたしますのは、夫も57日間育児休暇を取得することができると解してよろしいのでしょうか。2点についてお伺いします。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） まず、第2条の関係でございしますが、先ほどもちょっと説明申し上げたとおり、非常勤とか臨時職員につきましては従来できなかったわけです。今回、確かに削除していますが、先ほど説明したとおり、これは法律の本文の中にそのことを明記しましたので、改めて条例でうたう必要がなくなったので削除しただけでありますので、これを削除したからといって取得できるということではなくて、直接法律のほうにうたっていますので、従来どおりこの臨時職員等につきましては取得できないということになりますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

それから、57日の関係なんですけど、これは出産後8週間の期間内ということになりますので、これは57日取れるとか取れないではなくて、8週間を日にちに換算した場合57日だということになりますので、その点ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） もう一度お伺いします。この第2条の2の57日間というのは、この57日間の範囲内で夫が育児休業を取ることができるとそう解してよろしいのでしょうか。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） そのようにご理解いただければと思っております。

○16番（中山五男） 了解しました。

○議長（滝田志孝） そのほか質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） ほかに質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第6 議案第5号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時11分

○議長（滝田志孝） 休憩前に引き続き再開いたします。

◎日程第7 議案第6号 那須烏山市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正について

○議長（滝田志孝） 日程第7 議案第6号 那須烏山市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第6号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、本年4月からの時間外勤務代休時間の創設に伴いまして、この時間外勤務代休時間が指定をされた場合にその時間は給与が支給される時間であるが、他の年次有給休暇と同様にその時間を活用して職員団体のための業務または活動、いわゆる組合活動ができるよう所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、慎重にご審議を賜りまして可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） それでは、本条例改正の詳細につきましてご説明を申し上げます。

まず、本条例は、職員団体、いわゆる職員労働組合の活動における基本的な取り扱いを規定しているものでございます。もともと職員の服務に関するさまざまな取り扱いにつきましては地方公務員法に基準が定められているところでございますが、その中で職員は条例の定める場合を除き、給与を受けながら職員団体の業務や活動をしてはならないと規定されているところでございます。ただし、その一方で、例外も認められているところでございまして、その例外事項を規定しているのが本条例の第2条ということになります。

3枚目の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。現行では第1号から第5号までに掲げる場合、期間、例外的に職員団体に関する業務とか活動ができるとされているところでございます。本改正は、現行の枠組みの中に先ほど市長提案理由の中にありましたように、本年4月から創設されました時間外勤務代休時間、これらの期間を加えるものでございますが、この時間外勤務代休時間につきましては、ご案内だと思いますが、月60時間を超える時間外をした場合、その超えた部分の4分の1、この時間を心身の回復のために休息の時間に充てることができるという制度でございまして、例えば月100時間時間外をやったとしますと、60時間を超える、ですから40時間オーバーしているわけですね。その4分の1ですから10時間については代休を認めますという制度でございまして。

この時間外勤務代休時間も本来年次休暇と同様に給与の支給対象となる時間でありまして、この時間についても例外的な措置として職員団体の業務とか活動に使用できるよう、今回新たに加えるものでございます。なお、今回の改正にあわせまして現行の規定事項を見直したしまして、それぞれの事項の根拠規定を明確化するとともに、規定事由を整理するもので

ございまして、新たに加える先ほどの時間外勤務代休、それ以外の部分につきましては現行の取り扱いに変更はないということをご理解をいただきたいと思います。なお、本条例の施行につきましては、時間外勤務代休時間が既に施行されておりますので、公布の日からとするものでございます。

以上です。

○議長（滝田志孝） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 議案第6号ですが、市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正ということでございまして、今、総務課長のほうからこの職員団体というのはいわゆる職員労組のことである。なおかつ、今回の大きな改正点は、この一部改正のうち第2条時間外勤務代休時間の規定に伴う改正を行ったということですね。

本年4月から月60時間を超えて残業した場合ということですが、これは職員団体のための行為のためのことなのか、それとも職員としての公務員としての一般勤務ですね、その残業した場合の代休というふうに考えた方がいいのか。ちょっとその辺が職員労組の活動の残業というのはよく意味がわからないので、その辺、ちょっともう1回説明をお願いしたいなというふうに思うんですが、おそらく一般公務員としての業務の残業というふうに考えてよろしいのかなと思うんですけれども、これについては所管の担当課の管理者、課長がそれを管理するというふうになるのかどうか。その辺もちょっと実際の使われ方についてご説明をお願いしたいというふうに思います。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） ここで言う時間外勤務代休時間につきましては、一般事務で例えば忙しくて月に100時間を超えちゃったという場合、60時間を超えた、先ほど言いましたように40時間のうち4分の1、10時間は代休で取って心身を休めなさいという意味での規定、その代休で休んでいる時間も一般的な年次休暇とか、それと同じようにこの職員団体活動に使ってもいいですよという意味です。

4月からこの制度がスタートしたところでございますが、まだ2カ月でございます。まだ、これの該当はございません。今後各課から上がってきて本人からの請求になりますので、それが出来からの対応になりますが、総務課長のほうでそこら辺の判断をするようになるかと思えます。

以上です。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番(中山五男) この新旧対照表の1ページ、左側、改正後の項の一番下のほうにこの第2条(5)のことについて1点お伺いしたいと思います。

職員給与条例第18条の中で、職員が公務上負傷または疾病により休職したときは、その期間中給与は全額支給するとあります。これは当然のこととっておりますが、これらの理由で休職中の職員が給与を全額受けながら組合活動ができると解してよろしいのでしょうか。1点お伺いします。

○議長(滝田志孝) 駒場総務課長。

○総務課長(駒場不二夫) ただいまの質問でありますけれども、給与条例第18条の中で職員が公務上負傷した場合には給与を全額支給すると規定してございますが、これらの者も休職中であっても職員としての身分を有しているわけでございます。ですから、他の職員と権利剥奪といいますか、そういうことにはならない。あくまでも理論上はそういうことが可能である。今、議員ご指摘のように休業中であっても、その分は年次休暇とかそういったものと同様に使用することは可能だと、理論上はそういうことになります。

ただ、現実的に、休業している、病気で休んでいるときに組合活動をするということはあまり考えられないかなど。強いて考えられるとすれば、役員であった方がそろそろ総会に近い。いろいろ打ち合わせをしなければならない。どうしても無理なんだけれども、打ち合わせをするとか、そういうことは考えられるかと思いますが、現実的にはちょっとあまり考えられないかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長(滝田志孝) 16番中山五男議員。

○16番(中山五男) この休暇の判断はそれぞれの課長が判断され、休暇を与えるものなのでしょうか。1点お伺いします。

○議長(滝田志孝) 駒場総務課長。

○総務課長(駒場不二夫) 一般的な年次休暇、これらについては所属課長の判断でございます。ただ、傷病休暇とかそういう休業関係につきましては、所属課長を経由して総務課長のほうに合議をし、それで決定されるということになりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○16番(中山五男) 了解しました。

○議長(滝田志孝) そのほかに質疑は。

11番平山 進議員。

○11番(平山 進) 今の年次有給休暇の使い方なんです。これは判断を今、課長がすると言われましたけれども、民間の場合、逆に言えば団体活動を本来はするんだけれども、要

するに休暇届けの中身を親類で不幸がありました。そういうふうな項目を出されてそういうふうな活動も逆に言えばできるわけですね。認めるんですから。でも、届けを出している人間は、要するに不幸があつて休むのではなくて、有休を取る権利があるわけですから、だから1日のところを3日出して認めてもらえればその3日間というのは有休で使っちゃうわけですね。ということは、実際はうその届けを出しても3日間認めれば、3日間休んでも給料はもらえるということなんですよ。

この有給というのは労働者に対して半年間以上勤めれば6日与えられるわけですね。1年過ぎると1日ずつふえていくわけでしょう。最高有給日数というのは40日までたえられるわけです。そのうち20日使っても20日残るわけです。この20日の中で私はそういうふうな不幸のために2日使いました、3日使いましたと言っても、上司がそれを認めた場合には給料を支払っているわけです。その判断というのはどういうふうにするんですか。これは難しいものだと思うんですけども、やはりその辺のところの判断を明確にしたほうがいいのではないかなと思います。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） 一般的な年次有給休暇と冠婚葬祭で休むような特別休暇というのはまた別でございまして、一般的な年次有給休暇というのは、その理由のいかんを問わず、理由も今は聞いておりません。本人の都合、心身のリフレッシュであろうが、どういうものに使おうが自由という形で休暇を所属の課長が認めております。

ただ、特別休暇、結婚休暇であるとか、冠婚葬祭、親がなくなった場合1週間とか、こういうものについては、そういう事情を証明するものを添付するなりして、担当課長を経由して総務課に合議が来ます。それで認めているのでありますから、うそをついてとかそういうことはなかなかあり得ないのかなと思っておりますが、例えば1週間入院の場合は診断書を添付させる。冠婚葬祭は市民課のほうに届出がございまして、その補助文書が回りますので、それで確認できますので、そういうことでもありますので、一般の年次休暇と目的のある特別休暇というのは全く別で取り扱っていますので、そういうことではないとご理解いただければと思っています。

以上です。

○議長（滝田志孝） 11番平山 進議員。

○11番（平山 進） 確かに有給休暇には2通りに分けられているわけですね。でも、特別休暇の場合については、先ほど冠婚葬祭の話をしてしまいましたが、やはりそれは特別休暇で与えられるもので、一般有給休暇というのは先ほどお話ししたように、要するに半年勤務実績があれば6日与える。1年たつことによって1日ふえていく。40日間は保有できるわけですね。それを超えた場合には、消えて消滅していくんですよね。40日たえられるわけですか

ら、よほどでもなければ10日も残しておけばいいやと。逆に言えば10日ぐらい年間使うだろう。超える分を使ってしまいましょう。昔は現物で、その分を支給してくれたりという時代もあったみたいですが、要するに40日間を超えたものに対して幾日分は現物支給というような企業があったみたいです。

でも、悪い使い方をすれば、去年ですか、おとしですか、大阪府の職員が先ほどの時休を使ったり有休を使って、勤務実績がないのに給料を1年間もらったとか、そういうふうな実績があるわけですね。そういうふうなことが緩んでくるようなことを何かの規制をかけなきゃまずいのかなと思うんですけれども、やはり職員を管理する立場というところの定期的チェック、そういった機能も必要だと思うんです。その辺のところをどのように考えていくのか。

先ほどの時間休にしてもこの有給休暇にしても、悪用すればいくらでも悪用できるという事例があったということ、そういったものを那須烏山市としてどのように防止するのか。規制をかけていくのか。その辺の考えを今すぐ結論を出してくれとは言いませんけれども、そういったものが必要ではないかなということをご提案したいと思います。

○議長（滝田志孝） 石川副市長。

○副市長（石川英雄） 先ほど総務課長が言ったように、年次有給休暇、年間20日ございます。今、平山議員がおっしゃったように、使った場合は翌年度に繰り越すということで残った分は繰り越す。最大20日ですから前年度と本年度で40日ということはそういうことになりますので、それにつきましては、先ほど総務課長が言ったように、年次有給休暇につきましては、これはリフレッシュであろうと、自分で考えて冠婚葬祭であろうと、身内の結婚式であろうと、それについては問わないということでもありますので、これは20日なり30日なりあれば、その30日の範囲内しか与えませんが、それはきちんと担当課長が把握しているということをご理解いただきたいと思います。

それから、特別休暇につきましては、それぞれ目的を持って特別休暇を与えるわけですから、それにつきましては担当課、それから総務課長がその必要な書面等があれば、その書面を付してその特別休暇をいただくわけですので、それを仮に虚偽とした場合には当然我々地方公務員でございますので、地方公務員法で罰するということが大原則でございますので、それは地方公務員法でそういうのは判断して処罰を与えるということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○11番（平山 進） 了解。

○議長（滝田志孝） そのほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を

打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 採決いたします。議案第6号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第8 議案第7号 那須烏山市税条例の一部改正について

○議長（滝田志孝） 日程第8 議案第7号 那須烏山市税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第7号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、平成22年度税制改正により、個人住民税の扶養控除等の見直しとたばこ税の税率等が改正されたことに伴いまして、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、税務課長より補足説明をさせますので、何とぞ慎重審議を賜りまして可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（滝田志孝） 鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木 傑） ご説明申し上げます。

3月31日に専決処分をいたしまして5月の臨時議会に報告しました税条例の一部改正につ

きましては、4月1日施行の部分を提案したものでございます。今回、提案するものは本日提案以降に施行される部分の税条例の改正でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

説明のほうは新旧対照表のほうで説明しますので、新旧対照表をお開きいただきたいと思ひます。

新旧対照表の1ページから2ページの第19条と第31条の改正につきましては、地方税法の一部改正に伴ひまして項ずれが生じたため、対応する条項に改正するものでございます。

次に2ページの中段から第36条の3の2個人市民税にかかる給与所得者の扶養親族申告書の条文の追加につきましては、所得控除の中で15歳以下の扶養親族控除が廃止されましたので、国税であります所得税法の規定におきましては、給与所得者の扶養控除等申告書の中に15歳以下の年少者の扶養申告が除外されることになりました。しかし、地方税であります個人住民税の均等割、所得割、非課税限度額を算定する上では、扶養親族の方々の全員の数が算定基準となるため、地方税法の中に扶養親族の情報を収集する根拠となる条文を規定されたことから、税条例に申告する条文を追加するものでございます。

3ページの上段からの第36条の3の3個人の市民税にかかる公的年金等受給者の扶養親族申告書の条文に追加につきましては、公的年金受給者におきましても、15歳以下の年少扶養親族控除の情報を得るために、給与所得者と同じく規定したものでございます。

3ページの下段から5ページの中段まででございますが、第48条及び第50条の改正につきましては、先ほどと同じように地方税法の一部改正に伴ひまして項ずれが生じたために、関係する条項に改正するものでございます。

5ページの中段からの第54条の改正につきましては、地方税法の一部改正によって地方開発事業団が削除されることに伴ひまして、税条例の関係名称を削除するものでございます。

6ページの第95条の改正につきましては、たばこ税法第11条の改正に伴ひまして、税条例のたばこ税の税率を1,000本当たり4,618円に改正するものでございます。この改正に伴ひまして、小売り定価が400円の場合のたばこ税の額は、国のたばこ税122円44銭、県のたばこ税は30円8銭、市のたばこ税は92円36銭、合わせましてたばこ税の総額は244円88銭となります。あわせまして消費税がございましたので、消費税19円4銭が賦課されることになっております。

次、附則の第16条につきましては、旧3級品のたばこでございますエコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレットとウルマの銘柄に対するたばこ税を1,000本当たり2,190円とするものでございます。

6ページの中段から7ページの附則第19条の3非課税口座内上場株式の譲渡にかかる市民税の所得計算の特例の条文の追加につきましては、平成24年から実施されます上場株式益に

かかる税率が20%の本則課税になりますので、あわせて非課税口座内の少額株式にかかる配当所得及び譲渡所得等の非課税措置を導入するための条文を追加するものでございます。

続きまして改正条文のほうに移っていただきたいと思っております。4ページをお開きいただきたいと思っております。附則第1条は施行日は平成22年10月1日としまして、住民税に関する条項につきましては平成23年1月1日から施行し、株式等にかかる譲渡所得等にかかる個人の住民税の課税の特例につきましては平成25年1月1日から施行するものでございます。また、地方自治法の一部改正に伴う税条例の改正条項につきましては、地方税法の改正が施行された日とするものでございます。

5ページの附則第2条につきましては、扶養親族申告書の提出を平成23年1月1日以降のものとして定めまして、株式等の非課税口座の適用につきましては、株式の配当所得及び譲渡所得が本則課税となる平成25年度から適用するものでございます。附則第3条は固定資産税の適用を平成23年度からとするものでございます。

5ページの下段から7ページにかけます附則第4条につきましては、平成22年10月1日から施行されるたばこ税の税率につきまして、施行日現在、小売店が保有しているたばこにつきまして、新旧たばこ税の差額を申告納付する手続に関する事項を規定したものでございます。

以上、税条例の一部改正の詳細説明とさせていただきます。

○議長（滝田志孝） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 市の税条例の一部改正についてでございますが、いろいろ細かな点の改正はありますけれども、地方税法の一部改正に伴う所要の改正ということで、1つには子ども手当支給に伴う個人住民税の扶養控除、子ども手当を支給されるところについては扶養控除が発生するんでしょうかね。それで、子どものいないうちについては個人住民税の負担が重くなるみたいな感じになるんですかね。その辺の市民税の税率の負担がどんなふうになるのか。その辺をちょっと説明いただきたいと思っております。要するに、子ども手当を支給するにあたって、子ども手当の支給を受けないところには増税になるという理解でいいのかどうか。その辺の説明をお願いしたいと思います。

○議長（滝田志孝） 鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木 傑） 今、控除関係ですね。現在、扶養控除は当然扶養されるゼロ歳から高齢の方も所得のない方を扶養することができる規定が所得税法上規定されております。あわせて、住民税のほうとしまして税条例の中で規定してございます。その中で、今、議員ご指摘のように、ゼロ歳から15歳まで（16歳未満という表現もございますが）の方につき

ましては、扶養控除が削減されますので、税額の計算上、所得控除からその方の扶養控除が除外されますから、控除されない分、増税となります。

そういう計算上、するために、一般的に給与所得者は扶養申告申請書の中に扶養者として申告しなくてよろしいんですが、先ほど説明申し上げましたように、住民税の場合は所得割非課税と均等割非課税という基準がございます。その基準の中に扶養者の総数が必要となりますので、今回規定の税条例の中にその条文を付加しまして、均等割非課税または所得割非課税の軽減措置対応をするものでございます。

以上です。（「場合によっては増税になる人もいる」の声あり）場合でなくて、その分は増税になりますので、すべて扶養控除から除外されますから、除外された分は税が増税になるということをご理解いただきたいと思います。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 要するに私が言いたいのは、差し引きの話ですよ。毎月1万3,000円もらって、そうすると12カ月で15万6,000円になるんですね。それと、それを受け取って子ども手当を受けている方の扶養控除がなくなるわけですよ。その辺で差し引き増税になる人も出てくるという理解でいいんですねということなんです。

○議長（滝田志孝） 鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木 傑） 一般家庭の可処分所得の話になるかと思いますが、税として負担いただくのは増税になりますが、子ども手当として支給されるのは先ほど言いました15万6,000円支給されます。扶養控除33万円ですから、1割の課税の場合は3万3,000円分増税になります。失礼しました、所得税ではなくて住民税でございますから1割になりますので3万3,000円が増税になりますが、15万6,000円入ってきますので、子どもがいらっしゃる家庭につきましては可処分所得はふえていることになります。

以上です。

○議長（滝田志孝） そのほか質疑はありますか。

16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 1点お伺いします。たばこ税についてお伺いしたいと思います。

先ほどの課長の説明によりますと、今度は1箱400円のたばこ、そのうち税金分が61%にあたるおよそ245円である。多額の納税者に喫煙者はなるわけですが、那須烏山市のたばこ消費税、来年はこの改正によって引き上げが幾らになるのか。およその金額についてお伺いしたいと思います。

○議長（滝田志孝） 鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木 傑） 厳しいご質問をいただきましてありがとうございます。現在、私

どもで試算した数字を申し上げたいと思います。現在、たばこ消費者は、たばこに関しまして健康増進法という法律の中で受動喫煙防止に対する対策というような通達がなされておりました、公共の場等でたばこを吸える機会が減ってきました。その関係上、年5%程度喫煙者が減ってございます。

平成18年の1割ほど値上がりした段階では、2%ぐらい値上げに応じてたばこを吸う方が減ったんですが、今回の引き上げ率は4割引き上げるわけでございますので、相当たばこをやめる方がふえるのではないかと予想はしております。

その予想を的確にというのはきついものですから、試算としまして2割の方がたばこをやめますと1割ほど税収がアップします。3割の方がやめますと、今の税額ととんとなりになります。ですから、その中で来年の予算につきまして私どもで、これからのたばこの消費を見ながら計算したいと思いますので、実数の報告につきましてはご理解をいただきたい。試算の報告でご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 少々すっきりした答弁とは申せませんが、およその額を税務担当課長としては試算をしているでしょうから、その見込額について何かわかりましたら、ことしの予算に対して来年はふえるのか、減るのか。その辺の予測額についてお伺いしたいと思います。

○議長（滝田志孝） 鈴木税務課長。

○税務課長（鈴木 傑） 現在、毎月、たばこ販売店のほうから市の税務課のほうにデータがまいっております。そのデータを踏まえまして、平成23年度の予測をしたいと思っておりますので、現在3月までのデータが来ていますが、ある程度の半年間のデータも欲しいと思っております。市の期待数値ということもございまして、今、1億4,490万円の当初予算を計上してございまして、その数字になればいいと考えてございまして。ですから、できればそれより少しでも上乗せできればという判断を持っておりますので、ここで今の段階で来年平成23年度の数字というのはちょっと厳しいご質問かと思っておりますので、この程度の回答でご理解いただければと思っております。

以上でございます。

○16番（中山五男） 了解しました。

○議長（滝田志孝） そのほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第8 議案第7号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。日程第9 議案第1号 平成22年度那須烏山市一般会計補正予算（第1号）についてから、日程第11 議案第3号 平成22年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第1号）についてまでは、いずれも補正予算に関するものでありますので、議案第1号から議案第3号までの3議案について一括して上程したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

◎日程第9 議案第1号 平成22年度那須烏山市一般会計補正予算（第1号）について

◎日程第10 議案第2号 平成22年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

◎日程第11 議案第3号 平成22年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（滝田志孝） よって、議案第1号から議案第3号までの3議案について、一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま一括上程となりました議案第1号から議案第3号までの提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第1号は、平成22年度那須烏山市一般会計補正予算第1号についてであります。補正予算の概要であります。補正予算額2,304万5,000円を増額し、補正後の予算総額124億8,304万5,000円とするものでございます。

内容でございます。一般会計補正予算第1号につきましては、平成22年度がスタートいたしまして2カ月が経過したところでございますが、国、県補助事業の決定によるもの及び歳出におきましては速やかに対処しなければならないものが生じたことから、今回、補正予算を編成したところであります。

主な内容は次のとおりでございます。歳出につきまして申し上げます。まず、総務費におきましては、閉鎖中となっております市有財産国見わらび荘の新規運営事業者が決定したことに伴う修繕費を計上いたしました。

民生費は、寄附受け入れに対する予算措置で、地域福祉振興基金への積み立てを行いました。

農林水産業費は、県が基金を設置をしている緊急雇用創出事業費補助金の追加交付を受けて、林道の側溝清掃等業務委託事業を行うための予算措置を行いました。

商工費でございます。国の無形民俗文化財指定の山あげ祭が本年450年にあたりますことから、その記念事業とまちおこしのために大屋台6台のパレードを実施するための費用を新たに計上いたしました。

土木費であります。野上台団地内の道路排水整備事業を進めておりますが、水道管の布設替事業が新たに発生いたしましたので、水道事業者への負担金を計上したところであります。

消防費でございますが、消防施設及び水利施設整備事業の財源を市債で措置をいたしておりましたが、国の合併市町村補助金が交付決定になりましたので、財源の振り替えを行うものでございます。

教育費でございます。県の補助事業に採択されました発達障害児等支援事業及びエネルギー教育推進事業、備品購入事業費であります。並びに学校支援地域本部事業を実施するための予算措置を講ずることといたしました。また、新たに七合中学校職員室のエアコン工事費を計上し、市内学校教育環境設備の充実と均衡化を図ることといたしました。寄附受け入れに対する小学校費の教育振興費は楽器購入費を計上し、南那須図書館は絵本購入費を計上いたしました。それぞれ寄附者の意思に対する予算措置を講じたものであります。

歳入につきまして申し上げます。県補助金、県財産収入及び諸収入を計上いたしました。市

債の減額につきましては、国の合併市町村補助金の交付決定に伴う財源振り替えであります。財源不足につきましては、前年度繰越金をもって措置をいたしました。

なお、桜りん会、本田實恵子様、烏山ロータリークラブ会長萩原紀夫様、社団法人日本プロゴルフ協会栃木県プロゴルフ会様、及び匿名様から賜りました寄附金につきましては、その趣旨に沿い予算措置をいたしておりますので、ここにご芳志に深く敬意を表し、ご報告申し上げます。

議案第2号は、平成22年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算第1号についてであります。今回、提案をいたしました補正予算は事業勘定でございます。事業勘定の補正予算額は、当初予算の歳入歳出額にそれぞれ189万円を追加し、補正後の予算総額33億8,109万円とするものであります。

主な内容につきましては、国民健康保険制度改正に伴う電算システムの改修費を計上したもので、倒産や解雇等により離職した雇用保険の受給資格者であります被保険者にかかる保険税の軽減措置を行うためのシステム改修費並びに国民健康保険税の滞納に伴い発行しております中学生以下の6カ月単位の短期被保険者証について高校生世代以下にまで拡大するためのシステム改修費であります。これらの財源につきましては、前年度繰越金をもって措置をいたしました。

なお、本案は国民健康保険運営協議会に諮問し、原案どおりとの答申を得ております。

次に議案第3号は平成22年度那須烏山市水道事業会計補正予算第1号についてであります。今回の補正予算の主な内容は、野上台道路排水施設整備工事に伴い水道管の布設替えを行うものであります。建設改良費565万円を増額補正し、資本的支出を4億5,249万8,000円とするものであります。これらの財源は他会計負担金565万円で措置をいたしました。

以上、一括上程となりました議案第1号から議案第3号までの一括提案理由の説明を申し上げます。慎重審議を賜りまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（滝田志孝） 以上で提案理由の説明が終わりました。

ここで休憩をいたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

○議長（滝田志孝） 休憩前に引き続き再開いたします。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 平成22年度の市の一般会計補正から国民健康保険特別会計、水道事業会計、3案についての補正予算ということでございます。一般会計の中から、まず農林水産業費、林業振興費、緊急雇用創出事業費補助金ということで920万円ほど載っておりますが、先ほどの説明では側溝清掃関係の事業に対する予算計上だということですが、これらはとりあえず何路線でどういうところを整備を図るということで考えておられるのか。

2つ目は、まちおこし推進費ということでございますが190万円、これは山あげ祭が450年を経過するというので、それを記念して全町屋台パレードを出すという話でございますが、おおむね3日間山あげがやられますけれども、どの日に計画をされているのか。これだけで全部賄えるのか、地元も負担をしてやるのか。この事業内容についてご説明をいただきたいと思います。

消防費でございますが、消防施設整備費関係でございますが、財源の振り替えということであります。消防施設費はどのような内容で使うのかご説明をお願いします。

教育費につきましては、発達障害児支援事業費というのが82万8,000円載っておりますが、これらの事業の内訳。その下の小学校教育振興費ですね。楽器購入ということでございますが、どこの小学校に楽器を購入するのか説明をお願いしたいと思います。

社会教育事業費につきましても65万8,000円載っておりますが、これらの使用方法についてご説明をいただきたいと思います。

国民健康保険関係につきましては、1つは長引く不況の中で雇用を失った方々の国民健康保険の関係の振り替えですかね。そのシステムと、滞納されているご家庭の小中高まで短期保険証の発行のシステム改修費ということでございますが、これらの実際の事業をどのように進めるのか説明をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 荻野目農政課長。

○農政課長（荻野目 茂） 林道側溝関係についてご答弁申し上げます。

この路線は平成21年の7月の補正予算で、緊急経済対策の一環として550万円を予算措置いたしまして、林道について清掃を行ったわけでございます。平成21年度の実績は全部で7路線で1万2,000メートルであったのでございますが、今回はその残り分について側溝の清掃とその周辺の路肩のこさ刈りを行うべく予算計上したものでございまして、予定しております路線関係は林道の32路線あるのでございますが、その残りで現在やっておりますけれども、22路線について全林道についてその残り部分を行うものということで予算措置したものでございます。

この趣旨は、昨年12月に策定されましたコンクリートから人へ、森林林業再生プランにの

っとして、山への誘発を行うための林道の整備を行うものでございます。昨年256人/日の雇用が発生いたしましたので、今回はそれを倍する雇用が発生するものということでもくろんでおります。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 鈴木商工観光課長。

○商工観光課長（鈴木重男） それでは、まちおこし推進費、いわゆる山あげの屋台のパレードの関係について説明を申し上げたいと思います。

まず、パレードがいつの日行われるのかということでしたが、そのお尋ねにつきましては中日といえますか、24日がちょうど土曜日になります。この日を予定しているというふうに伺っております。

また、地元負担があるのかという話でございますが、今回、予算計上いたしました数字につきましては、地元自治会の若衆等から意見等を拝聴いたしまして今回予算を計上しております。基本的には持ち出しがないものというふうに解釈をしております。若干の持ち出しはあるかもしれませんが、自治会に負担がかかるような金額ではないものと解釈をいたしております。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） 消防費の設備費についてご説明申し上げます。内容はということであります。まず、消防施設整備費であります。消防ポンプ自動車を2台買う予定にしております。1つが第4分団第5部、大桶、白久地区のものが1台、第7分団第4部、これは大金、小河原、東原、高瀬地区担当であります。消防ポンプ自動車それぞれ1台、合わせて2台を購入する予定。

それから、防火水槽であります。新設が1基でございます。これはこぶし台地内に新設する。移設で2基考えておまして、神長地区と大桶地区ということで移設は2基というような内容になってございます。

以上です。

○議長（滝田志孝） 羽石学校教育課長。

○学校教育課長（羽石浩之） 発達障害児支援事業につきましてお答え申し上げます。

発達障害児支援事業につきましては、平成22年、ことしの3月に急遽県の事業から市町村事業に変更された事業でございます。那須烏山市はグランドモデル地域ということで栃木県から委託金82万5,000円をいただいて事業をしているところでございます。

本事業は発達障害児を含めまして、すべての障害のある児童生徒の特別教育を総合的に推進するというためのものでございます。発達障害を含めまして、すべて障害のある児童生徒の支

援のため、就学指導コーディネーターによります就学指導、就学相談、外部専門家によります巡回指導、個別の支援ファイル等の整備、これらを実施することによりまして特別支援教育を総合的に推進するための事業でございます。

もう1点であります。備品購入費でございます。ことしの5月18日でございますが、烏山城カントリークラブで開催されました栃木県のプロゴルフ協会の主催によりますチャリティーゴルフ大会におきまして、子供たちの福祉教育事業に使ってくださいということで43万2,210円の寄附がございました。それによりまして、学校の教材購入費としてかねて要望がございました烏山小学校の楽器を購入することで、寄附金に約7万円上乗せをいたしまして50万円ということで備品を購入することになりました。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 川堀生涯学習課長。

○生涯学習課長（川堀文玉） 社会教育事業費についてご説明申し上げます。

この事業は、学校地域支援本部事業ということで、教育基本法第13条で学校、家庭、地域が一体となって地域ぐるみで子供を育てる体制を整えることを大きな目標にされた事業であります。本市におきましては、既に平成20年から那須烏山市学校支援実行委員会及び江川地区学校地域本部ということで、江川地区、すなわち江川小学校、下江川中学校、南那須図書館を対象にボランティアによる学校支援ということで立ち上げてきたところでございます。

経費につきましては直接県からの委託金を管理しておりましたが、昨年末の国の事業仕分けの対象事業というようなことで、本年度をもちまして国費支出が廃止の予定になります。事業内容等を再検証いたしまして、次年度以降につきましてもこの事業をぜひ継続したいということで、今回補正予算で計上させていただいたものでございます。

支出につきましては8節報償費で学校支援実行委員会開催時の謝金及び江川地区学校支援地域本部の地域コーディネーターの活動資金が報償費では主な支出でございます。また、11節需用費につきましては、ボランティア活動時の消耗品費、刈り払い機等の燃料あるいはボランティア活動時のお茶等の食糧費ということで計上したところでございます。12節役務費につきましては、会議開催用の通知費あるいはボランティア活動に対する保険等の費用を充てるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（滝田志孝） 高橋市民課長。

○市民課長（高橋 博） それでは、私のほうから国民健康保険関係の今回のシステム改修等の内容でございますが、まず、第1点目の31万5,000円の税関係でございますが、これらにつきましては、滞納世帯に短期保険証を交付しておりますが、従来は中学生まで交付し

ておりましたが、今回7月1日から法改正になりまして高校生世代まで交付するというので、それらに伴うシステムの改修でございますが、本市におきましては4月1日から高校世代までこの短期保険証を交付しております。それに伴うシステムの改修でございます。

次に2点目の国民健康保険税関係のシステム改修費につきましては、5月の臨時議会におきまして、国民健康保険税条例の一部改正に伴うものでありまして、いわゆる国民健康保険の被保険者が会社の倒産または雇用解雇等の理由によりまして離職した方の国民健康保険税の軽減措置を図るものでございまして、前年度の給与所得を100分の30とみなして税計算を行うためのシステム改修でございます。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 一般会計につきまして3点ほどお伺いいたします。

まず、9ページ総務費の2款1項1目22節の補償補填及び賠償金、これは17万円ですね。これは当初予算にないものを今回わずかではあります計上してあります。この具体的な支出目的をお伺いしたいと思います。これが1点です。

2点目は、同じページの6款2目13節農林水産業費であります。先ほど平塚議員からも質問がありました920万円の件です。この財源は商工費県補助金をこれに充てているのではないかと思います。商工費の県補助金を林業振興費のほうに支出することができるのかどうか。この辺のところの理由をお伺いいたします。

もう1点です。これも先ほどの質問に関連をいたします。10款1項2目11節教育費ですね。ここで発達障害児等の支援事業として82万8,000円を計上してあります。これは当初予算でもこの費目の中に適応指導教室費として428万5,000円ほど計上しております。この2つの事業の関連性についてが1点。

それともう一つ、これに関することですが、小中学校別に発達障害児と認められる児童生徒の数、それぞれ何名おられるのか、これについてお伺いします。

以上です。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） 総務管理費の補償補填17万円の内訳でございます。これは昨年の平成21年2月に高峰パークタウン内にあります市有地の木が倒れまして、隣接の個人所有の倉庫を直撃しまして損傷を与えてしまったという形で、従来から補償の打ち合わせをしていたんですが、ただ所有者がドイツへ長期出張中でありまして詳しい示談書ができなかった。途中管理会社とか市の保険との打ち合わせは済ませていたんですが、所有者がことしの4月に帰国されまして、やっとここにきて示談のほうに正式に成立した。

本来、この補償補填賠償関係については議会に報告する案件でございますが、どうしても示談書の締結の段階で議会の提出日までに間に合わなかったものですから、ただ、予算的にはもう既に打ち合わせできておりまして、保険のほうの歳入もできていましたので、今回、補正をさせていただきます。

申しわけありません。次回の議会には締結関係については詳細報告をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（滝田志孝） 鈴木商工観光課長。

○商工観光課長（鈴木重男） それでは、9ページの6款林業振興費につきましては、この事業が雇用を伴うものでございまして、説明にございますように緊急雇用創出事業に該当いたします。この事業補助金につきましては歳入にもございますように、商工費補助金となっておりますのでこのような対応となります。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 羽石学校教育課長。

○学校教育課長（羽石浩之） 発達障害児の関係であります。先ほども言いましたように今回は県のほうから委託事業ということで市のほうにきた事業でございます。主な事業は、運営会を設立いたしまして、専門医によりまして小児科の臨床の先生、または言語聴覚士、学識経験者等の方を踏まえまして、一人一人の障害児の方を把握して1つのファイルをつくって、ずっと中学3年生まで管理していくという形でございます。

以上です。

○議長（滝田志孝） 池澤教育長。

○教育長（池澤 進） 数について質問いただきましたのでお答え申し上げたいと思います。発達障害、ご案内のように折々議会でご質問をいただいております。大変教育関係に関心を持っていただきありがとうございます。発達障害、簡単にご説明いたしますと、日常生活に支障を来し、なお支援が必要だと言われる症状を呈する子供たちを発達障害児と言います。その発達障害はそれぞれ症状によって分けられておりまして、知的なもの、知的障害、やや心に支援が必要だと思われるもの、あるいはアスペルガー的なもの、自閉症的なもの、運動機能がやや他の子供たちよりも遅延しているというようなものについて、区分けはしてございません。

しかしながら、この子供たちの実態というのは非常に微妙なところがございまして、私ども学校の研修をしている教員、カウンセラーあるいは教育相談員がそれぞれの症状を、この子はアスペルガーとか、自閉症とかという症状を決めかねる。つまり、医者でないんですね、私たちは。経験則で指導しておりますので、お医者さんのようにきちっとこれはこうだというよう

なことができにくいところがございますので、保護者が学校と一緒に一日も早く親が願う、子供が期待するような方法に導くということを日常活動として実践しています。

したがって、それぞれの学校に確実にいますが、それぞれの家庭の事情もございまして言いにくい、あるいは先生も表に出しにくいということがございまして、数的にはそれぞれの学校で何人いるというようなことを私どもも調査はしてございません。が、個々には私どもはすべて把握しているつもりでございます。表に出しにくいということでご理解いただけますでしょうか。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 16番中山五男議員。

○16番（中山五男） 先ほどの総務課長の説明、補償補填ですね、市になってからしばしばあちこちで自動車事故その他でもって補償補填を払っていて、私もまことにこれは残念だなと思っていますが、いずれにしましても示談が成立したのではそれで進めてもらいたいと思っております。

それにこの発達障害児の関係なんですが、私、この間の全員協議会の中の烏山小学校の本館工事の中で発達障害児を扱う教室が3教室ある。それで、その児童数をお伺いしましたら、この烏山小学校だけでも60名を超えておりました。ですから、これは全体で何名ぐらいいるのか。また、中学校になりますとさらにこれから進学も控えていまして、これらの子供、非常に学校としても対応が難しい問題があるのではないかなと思ったものですから、今質問させてもらったわけでありまして。

これが発達障害児とみなされるのかどうかわかりませんが、私、学校の卒業式、入学式にまいりますと、極端に身長の高い生徒が1、2名ずついるんですね。ああいう生徒はややもすると成長ホルモンの分泌が悪いために身長が伸びないのではないかな。そういう子に対しても適正な措置がされているのかなと私なりに心配しているところなんですが、その辺のところは教育長、各学校ではどのように対応されているのでしょうか。それらについてもこの発達障害児の中で適当な指導をされているのでしょうか。

以上です。

○議長（滝田志孝） 池澤教育長。

○教育長（池澤 進） 2点お伺いされましたのでお答え申し上げたいと思いますが、1つは烏山小学校の事例を出されました。確かにそのとおりの回答したつもりでございます。これは特別支援教室が3教室つくられるようだが、その実態はどうかということで60前後というお話をしました。これについては、言葉の障害を持つ子供あるいは情緒に軽度を持つ子供、あるいは身体的あるいは内臓疾患等々いろいろなものが総ぐるみで数を申し上げた数でございます。

て、これはすべて発達障害という領域に入るものではございません。それが1つ。

それからもう1点、確かに議員おっしゃるとおりの状況が見られるわけでございます。これは親御さんも十分承知していて、お医者さんと本気になって子供たちの将来を不安視しながら対応してございますので、これについても温かいまなごしを注いでいただければありがたいと思います。

以上でございます。

○16番（中山五男） 了解しました。

○議長（滝田志孝） 羽石学校教育課長。

○学校教育課長（羽石浩之） 先ほど適応教室関係の事業費について答弁していなかったものですから答弁したいと思います。

適応指導教室の関係の428万5,000円につきましては、不登校の児童生徒が対象の宮原にあるレインボーハウス、ここが対象の事業でございます。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 4番渡辺健寿議員。

○4番（渡辺健寿） 9ページの財産管理費の中の市有財産管理費であります。先ほどわらび荘の運営者が決定したので一部改正をするんだという説明があったと思います。運営される団体名はどんな団体の方がどのような内容の活用をされるのか。また、改修はいつやって、いつからその利用者が運営されるのか。また、修繕内容等につきましてもあわせて説明いただければと思います。この1点だけです。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） これにつきましては、募集をかけましたところ、エコクラブという数名の団体からの応募がございました。中身につきましては、既存の施設をそのまま有効活用しながら、宿泊体験、地元の食材での食体験とか、そんなことをやりたいということでございまして、その団体は7月ごろから運営をしたいということで今準備を進めているようであります。今回150万円ほど、募集の条件の中に雨漏りがある部分については市の責任において改修しますよということでありましたので、今回、150万円をかけて雨漏りのひどいところを改修するというものでございまして、今の予算、一応補正対応でございますので、7月に間に合うかどうか若干ずれ込む可能性はあろうかと思いますが、なるべく早い時期に改修をして、支障のないようにしていきたいと思っております。

○議長（滝田志孝） 4番渡辺健寿議員。

○4番（渡辺健寿） では、雨漏りの改修のみという解釈になりますね。

今の団体名、申されましたが、このわらび荘のみでなしに既存のダンスホールとか何かと関

連した運営をされる方たちのことですね、この団体名は。それが確認できれば結構です。

○議長（滝田志孝） 駒場総務課長。

○総務課長（駒場不二夫） 議員ご指摘のように、そんな活動をされている方を宿泊のほうにお誘いしたりとか、食材をつくっている野菜とか、川魚とか、そういうものを有効に活用して食卓に出す。いろいろな今やっている活動を有機的につないでというような活動を考えているようでございます。

○議長（滝田志孝） 9番板橋邦夫議員。

○9番（板橋邦夫） ただいま上程中の平成22年度の那須烏山市水道事業会計の補正予算につきまして、2、3点お伺いしたいと思います。今回の補正は565万円ということで、これは内容は先ほどからもお話が出ておりますように、野上台の道路排水施設整備工事ということでございますが、おかげさまで昨年、平成21年度の予算で一部分工事を施行されたわけでございます。聞くとお伺いしますと、延長が320メートル、今回までに実施されたのが180メートルだそうでございます。これはカルバートボックスを道路を掘削して埋め込んでおります。

残り130メートルほどあるわけでございますが、それらの工事に関して、その部分は水道管が道路の東側に埋まっているんですね。それを西側に移動しないと管の布設ができないということで、この補正がされたと思うんですが、今までの工事部分は水道管と併設して管の布設をしたんですが、今度は南側のほうは水道管が東側にあるんです。それをまた西側に持ってきて、そのわきにカルバートボックスを入れて管を伏せるということになるわけでございますが、これは水道管の移設が終わってから管の移設をするのか。あるいは水道管の移設と管の布設工事を同時に行うのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（滝田志孝） 栗野上下水道課長。

○上下水道課長（栗野育夫） 今回の水道事業の補正予算の内容でございますが、先ほど市長の説明のとおり、都市建設課所管の平成21年度繰越事業である野上台幹線排水路整備事業におきまして、既設の水道管が私どものほうの調査では道路中央部に布設されております。今回、都市建設課のほうで実施いたします排水施設なんですけれども、それが道路中央部に設置する予定でございます。したがって、水道配水本管を道路の東側に設置する予定でございます。

なお、都市建設課が先か水道管の布設替えが先かということでございますが、水道課といたしましてはこの後契約とかそういうふうに設計もあるんですけれども、地方自治法の施行令第167の2第1項第4号を適用いたしまして、仮設費、現場管理費とか一般管理費が同一、都市建設課の事業を請け負った業者で施工されれば、そういうのが削減されますので、都市建設

課のほうの落札業者と随意契約で施工していきたいという考えを持っております。

以上です。

○議長（滝田志孝） 9番板橋邦夫議員。

○9番（板橋邦夫） ただいま回答いただいたんですが、そうすると水道管と管の布設は中央部分につくるわけですね。できれば、今もちょっとお話が出たように、同時にできれば工期も非常に短くなります。経費もかなり削減されると思うんです。水道管を移設するために掘削して埋め戻したり、その後また配管をするために掘削して埋め戻すということで二重の手間、三重の手間になると思うので、そういうことでやれば経費も削減されますし、工期も短くなる。そういうことで1つご努力をお願いしたいと思います。

それともう一つ、平成21年度の予算で管を布設してあるわけですね。全くどこへもつながっていないんです。かなり水が中にいっぱいたまっているんですね。これから雨期を迎えると、かなり水が管の中にいっぱいになって吹き出るおそれがあるのではないかと考えているんですが、その辺の管理は建設課ではどのような管理をする考えですか。お伺いしたいと思います。

○議長（滝田志孝） 岡都市建設課長。

○都市建設課長（岡 清隆） 確かにどこにもつながっておりません。まだ、流末工事が完成していませんものですから、流末と支線の工事が完成して初めて排水路として機能するわけでございます。水がたまっていることは承知しております。いずれにしましても、工事を発注した後は、その管につなぐものですから水処理はしっかりやりたいというふうに思います。

○議長（滝田志孝） 5番久保居光一郎議員。

○5番（久保居光一郎） ただいま上程されている議案第1号 市一般会計補正予算の件について、1件お尋ねをしたいと思います。

先ほど中山先輩議員のほうからも質問があったかと思うんですが、もう一度私のほうから1点お伺いをいたしたいと思います。今回のこの補正額は2,304万5,000円ということでございますけれども、これの7ページ、款15県支出金で目で商工業県補助金920万円、これは説明の部分に緊急雇用創出事業費補助金と書いてあります。この款の県支出金の合計が1,147万5,000円で歳入の県支出金の款の枠の中に入っているかと思うんですが、これが歳出のほうで見ると、同じ金額ということで見ると、農林水産業費が920万円になっているんですね。これはもちろん歳入と歳出が合えばいいのかと思うんですが、この説明の中に書いてある商工業補助金、緊急雇用創出事業補助金、こういう部分についてのあれはある程度枠を決められて、県のほうから支出されている補助金じゃないのかなというふうに考えるんですが、この辺はどんなふうに解釈したらよろしいのか、もう一度説明をいただきたいと思いま

す。

○議長（滝田志孝） 鈴木商工観光課長。

○商工観光課長（鈴木重男） この雇用対策にかかる事業の補助になりますが、基本的に100%補助なんです。市の一般財源持ち出しはございません。あくまで支出に合わせた形の歳入で920万円、920万円でイコールになっているんですが、基本的に今申しましたように、人件費相当額にあたるものはすべて補助対象事業に充てて、それが100%ということでございます。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 5番久保居光一郎議員。

○5番（久保居光一郎） ということは、県のほうから説明の中に書いてある緊急雇用創出事業補助金が商工費県補助金という名目で出されていても、これはどういうふうに使ってもそれは市の裁量に任されていると認識してよろしいんですね。わかりました。

○議長（滝田志孝） 鈴木商工観光課長。

○商工観光課長（鈴木重男） これは平成22年度の当初予算でも事業展開を実施しております。端的に申しますと、私どもで言わせれば雇用対策に伴うものであれば、農業関係でも商工でも福祉でも教育分野でもすべて使えるという有利な補助金でございます。今、若干補足説明申し上げますが、市町村枠を超えるぐらいに私どもでいただいているという状況ではございません。

以上です。

○5番（久保居光一郎） 了解しました。

○議長（滝田志孝） そのほか質疑はありますか。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 先ほど説明があったかどうかわかりませんが、10ページ、中学校管理費のエネルギー教育推進事業補助金というのがありますよね。これについては歳入のほうでエネルギー教育推進事業補助金というのが80万円ありまして、そのほか工事費として120万円載っているんですが、工事のほうの中身を見ますと、七合中学校職員室エアコン工事費120万円と載っているんですね。したがって、備品購入がエアコンを買うのが80万円で、工事請負というのはこれの203万2,000円の事業内容の説明をお願いしたいと思います。

○議長（滝田志孝） 羽石学校教育課長。

○学校教育課長（羽石浩之） まず、エネルギー教育推進事業でございます。7ページでございます。この関係につきましては、これは栃木県の補助事業でございます。環境エネルギー

に関する教育の実験器具及び実験材料の購入費でございまして、昨年度は烏山小学校の教材として100万円を整備してございます。地球的規模の環境問題、資源エネルギー問題、これは人類の生存と繁栄にとっても解決していかなければならない重要な問題であるということから、生徒に自分や社会の将来にかかわる中でエネルギー問題を学ぶ意識を実感させまして、さまざまな問題、課題に自立的に対応していくことができるように指導していくために、栃木県の補助事業ということで、ことしは荒川中学校で整備していく予定でございます。

もう1件、七合中学校のエアコンの設置関係ですね。これにつきましてはまた別な事業でございまして、七合中学校については平成22年、ことしの4月に統合することになっておりましたが、ご案内のように烏山中学校は、ことし耐震補強に伴う大規模改修工事を実施することになっております。

昨年実施いたしました七合中学校の統合懇談会におきまして、烏山中学校の大規模改修工事が終了した時点で、統合を望む地域住民の意向を尊重いたしまして、統合を2年間延長したということで平成24年4月に統合するということになりました。

したがいまして、平成24年3月までは七合中学校をまだ利用するということになりましてこれまで統合のために教職員の方々には我慢していただいたというようなこともございまして、現在、職員室用のエアコンがない学校、これが実は七合中学校だけになってしまいました。教職員の先生からも強い要望がございました。市といたしましても、このままでは七合中学校の職場環境が著しく不平等な設備になってしまうということもございましたので、急遽今回設置することにいたしました。どうぞご理解いただきたいと思っております。（「そうしますと、この10ページの工事請負費120万円は七合中学校のエアコン費と、その下の備品購入費というのは荒川中学校を対象としたエネルギー教育推進事業費というふうに理解すればいいんですね」の声あり）

○議長（滝田志孝） そのほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより議案第1号から議案第3号までの3議案について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 討論がないようですので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。日程第9 議案第1号 平成22年度那須烏山市一般会計補正予算第1号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第10 議案第2号 平成22年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算第1号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第11 議案第3号 平成22年度那須烏山市水道事業会計補正予算第1号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第12 議案第8号 烏山小学校校舎改修工事請負契約の締結について

○議長（滝田志孝） 日程第12 議案第8号 烏山小学校校舎改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大谷市長。

〔市長 大谷範雄 登壇〕

○市長（大谷範雄） ただいま上程となりました議案第8号 烏山小学校校舎本館改修工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

烏山小学校校舎本館改修工事につきまして、入札の結果、落札者平野・鈴木特定建設工事共同企業体との間に工事請負仮契約書を締結いたしましたので、那須烏山市議会の議決に付すべ

き契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、提案をするものでございます。

なお、工事概要につきましては、学校教育課長より説明をさせますので、何とぞ慎重審議を賜りまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（滝田志孝） 羽石学校教育課長。

○学校教育課長（羽石浩之） それでは、補足説明を申し上げます。

ただいま上程いたしました議案につきまして補足説明を申し上げます。本案の烏山小学校校舎本館改修工事でございますが、烏山小学校校舎は本館、北校舎、南校舎の3校舎になっており、今回、その中の本館についての耐震補強改修工事でございます。本館は昭和44年に建設された校舎で、平成5年から6年にかけて大規模改修を行っておりますので、今回は耐震補強が主体となります。

本館校舎は鉄筋コンクリートづくり3階建てで、延べ床面積が3,612平方メートルの建物でございます。1階が職員室、事務室、校長室、保健室及び特別支援教室となっております。2階と3階は普通教室を中心とした建物でございます。

今回は耐震改修が主であります。耐震補強にあわせて1階西側に特別支援教室を3教室集約し、2階と3階の各階には多目的教室を設置いたします。また、校舎の外壁塗装も行います。

工期は平成22年10月末までとしており、教室にしながら工事をするということになりますので、比較的大きな音が出る工事等につきましては、土曜日、日曜日、夏休みに集中して実施いたします。なお、本案は本体工事契約のみですが、電気設備工事もあわせて分割発注しております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（滝田志孝） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 議案第8号の烏山小学校校舎本館改修工事請負契約の締結でございますが、さきの議会全員協議会でも説明があり、今回、本会議でも今上程の提案の中で説明があったところでありますが、契約の予定価格が2億4,400万円、落札価格が2億3,625万円ということで落札率96.8%だというふうに思われます。

本年の10月29日ごろまでに完成予定というようなこの間の説明だったかなというふうに思いますが、今回の請負契約について入札に参加されたそれぞれの企業体と、最終的にそれぞ

れの落札金額がわかれば、お示しをいただきたい。あわせて電気工事については分離発注というところでございますので、参考でございますが、電気工事についてはどのような入札があつて、どこに幾らで決まったのかというような説明をお願いしたいと思います。

○議長（滝田志孝） 石川副市長。

○副市長（石川英雄） それでは入札関係についてお答え申し上げたいと思います。

本工事の応札者は7共同企業体でございます。その中で平野・鈴木特定建設工事共同企業体が2億2,500万円ということで、これは消費税抜きでございます。したがって、予定価格2億4,400万円でございますので、その落札率は92.21%でございます。

それから参考までということでございますが、電気設備工事については4業者応札がございました。いずれも市内業者でございます。そのうち株式会社那須電気が2,424万2,000円ということでございます。予定価格は3,030万円でございますので落札率は80.01%ということでございます。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） その共同企業体それぞれの落札金額を知りたかったんですが、それは公表にはならないかな。それはそういうことで説明がもしできればお願いします。

さらに、電気工事についてもそれぞれ4業者あつたそうですが、もし数字がわかればお示しいただきたいなというふうに思います。それはそれで後でお願いします。

次の問題は、この間の全員協議会のときに烏山小学校の改修のテーマと烏山中学校の今後の改修の予定と、既に契約の済んでいる、そのための仮校舎建設の契約内容について説明がありました。その説明によりますと、神谷建設と契約を結んで仮校舎が7月25日までに完成し、8月1日から来年の12月31日までリース契約を結ぶ。その契約金額が1億4,059万5,000円というふうに理解していいですね。

それで、問題は、前の説明では1億7,200万円仮校舎にかかる予定だったんだけど、今回1億4,000万円ということでこれも大幅に下がってありがたいんですけども、今、この仮校舎の問題をめぐって保護者の間で非常に不安が広がっているんです。きのうもある方からいろいろと電話を受けたところなんですけれども、仮校舎には当然エアコンがつかないというような話とか、理科室、音楽室がないのでそういう授業がほかの学校と比べておくれしてしまうのではないかなどなどの不満です。

それについて、保護者を集めての工事中の仮校舎での授業について、私も詳しくわかりませんので、そこで反論できませんでしたが、ことしの8月1日から来年の12月いっぱいまで仮校舎を使って授業を行うわけですけども、教育の機会均等で今までと全く遜色のない教育が

やられるのであろうというふうに私は思っているんですけども、その辺が先生、生徒そして保護者の方々が非常に不満あるいは不信を持っているということであれば、やはりこれは8月1日から利用するわけですから、その辺の保護者、関係者を集めてきちんとした説明をお願いしたいなというふうに思うんですけども、仮校舎の授業については、今までの本校舎と何ら遜色のない授業が行えるのかどうか。その辺についての考え方についてご説明をお願いしたいと思います。

以上。

○議長（滝田志孝） 石川副市長。

○副市長（石川英雄） 大変失礼いたしました。先ほどの件、再度申し上げます。

本体改修工事のほうの業者でございます。落札業者平野・鈴木特定建設工事共同企業体2億2,500万円、これは全部消費税抜きでございますのでひとつお願い申し上げたいと思います。2番手が七浦・渡邊特定建設工事共同企業体2億3,580万円、3番手が石川・日光特定建設工事共同企業体2億3,630万円、4番手が那須・川崎特定建設工事共同企業体2億3,850万円、5番手が生駒・佐藤特定建設工事共同企業体2億3,900万円、6番手が荒川・荒井特定建設工事共同企業体2億3,940万円、最後になりますがマルホ・富士越特定建設工事共同企業体2億4,000万円でございます。

次に電気工事であります。落札業者は株式会社那須電機2,424万2,000円、2番が有限会社斎藤電気工業2,720万円、3番が有限会社蓮見電気商会2,748万円、4番大輪電設工業株式会社2,960万円、以上でございます。

○議長（滝田志孝） 休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時00分

○議長（滝田志孝） 再開いたします。

池澤教育長。

○教育長（池澤 進） 平塚議員のご質問にお答えいたします。

地域との説明が丁寧にできなかったことがこういう不安感を募らせるようになったのではないかと大変申しわけなく思います。学校と十分協議をいたしましてどのように対応していくのか、時間、場所等々について詰めたいと思います。

なお、最初の質問でございますが、エアコン、これはすべてついております。それから、音楽室、理科室についても、これまでと全く遜色のない授業が保障できるように整えてございます。どうぞご理解いただいて、私どもの情報があるいは協議が保護者との連携がうまくいかな

かったことをおわびしながら、ぜひ議員さんもお指導いただければと思います。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 前にエアコンもついているし、本校舎と遜色のない授業をやるというふうに言われていたんですが、そういうふうに保護者から一方的におしかりを受けると、約束が違ってしまったのかなと思って私も不安になったので確認をしたんですが、ぜひその点、学校並びに保護者の方にご理解いただいて、全く今までの授業と遜色がないということでのご理解を広げていただきたいと思います。

以上です。

○議長（滝田志孝） その他質疑はありますか。

5番久保居光一郎議員。

○5番（久保居光一郎） ただいま上程されております件でございますけれども、1点要望になってしまうかと思うんですが、ちょっとお話をさせていただきたいと思います。

今回の烏山小学校本校舎の改修工事はよしとするにしても、ここで申し上げておきたいのは学校施設の整備について、烏山中学校、烏山小学校それぞれ平成20年度から平成23年度まで大体4年間にわたっての事業になるのかなというふうに思っております。これは烏山小学校の場合には昨年屋内体育館を新築、今、工事をやっているところだと思うんですが、それに5億1,000万円ぐらいかかっているわけですね。今回が2億3,600万円、来年度は今年南校舎、北校舎の補強改修工事が行われることになろうかと思えます。総額大体10億円ぐらいになりますよね。だから、烏山中学校の部分についても今、現に始まっていると思うんですが、これも総額14億円から15億円ぐらいになるというふうに思います。

ぜひお願いしたいのは、我々が知らされる部分というのは大体執行部のほうで原案を固めてから、単年度ごとに予算を今回のように工事金額とか予算とかというものをだされてやるわけですが、トータルで考えると、やはり10億円、15億円かかる事業ですね。そういう場合にはやはり執行部のほうで固める前に、我々議会にも向こう3年にわたる見通しとか、それににかかる事業予算とかをどのように考えているのかというようなことについても、今後はやはり諮っていただければなど。また我々議会の部分でも協議する時間を与えていただければというふうに思うんですが、その点についてちょっと市長の見解を伺いたいと思います。

○議長（滝田志孝） 大谷市長。

○市長（大谷範雄） お答えをいたします。

学校耐震化につきましては、今、久保居議員ご指摘のとおりでございますが、全体的に旧南那須地区についてのことも、この前の全員協議会で説明させていただきましたように、段階的

に検討させていただきたいと考えておりました、説明不足ではないかというようなことでございます。

執行部といたしましては、そのことがないように図ってきたつもりでございますが、いろいろと議員のご理解についてもあったということが再認識いたしましたので、ご提言を真摯に受けとめさせていただきまして、そのような趣旨に従いまして、あらかじめ前もってそういった協議、検討をさせていただく時間を設定させていただきたいと思っておりますので、よろしくお取り計らいをいただきたいと思います。

○議長（滝田志孝） 5番久保居光一郎議員。

○5番（久保居光一郎） 今、市長の答弁をいただきまして了解をいたしました。いずれにしても、烏山小学校の校舎、これは築42年たっているわけでございます。また、平成6年には7億円程度かけて老朽化による改修もされたというふうに聞いておりますので、そういう事例もございます。それから、烏山中学校においても築32年たっているわけでございますから、ぜひ今、市長の答弁を聞いて安心しましたけれども、これからこの後七合小学校の体育館とか江川小学校などの補修改修工事もあろうかと思っておりますので、できるだけ早目に議会のほうにそういう案があれば情報を提供していただきたい。また、議会のほうで協議をする場をとっていただきたいというふうに要望いたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（滝田志孝） 答弁はよろしいですか。

そのほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 次に、賛成討論の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第12 議案第8号について、原案のとおり決定することにご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第13 付託第1号 請願書等の付託について

○議長（滝田志孝） 日程第13 付託第1号 請願書等の付託についてを議題とします。

この定例会において受理した請願書は付託第1号のとおり1件です。この請願書については所管の常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（滝田志孝） 異議なしと認めます。

したがって、付託第1号のとおり所管の経済建設常任委員会に付託いたします。

○議長（滝田志孝） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次の会議はあす午前10時から開きます。本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

[午後 2時10分散会]